

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年7月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900763号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2000009号

第1 結論

昭和54年*月から昭和56年*月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年*月から昭和56年*月まで

昭和56年*月に子供を出産した後の同年*月下旬から同年*月上旬頃、A町(現在は、B市)の町役場において出産にともなう祝い金等を受け取った。その時、同役場の国民年金の担当窓口において自身の国民年金保険料の未納分(約25万円)をまとめて支払ったにもかかわらず、請求期間が未納となっていることに納得ができない。請求期間以降は経済的理由のため保険料を納付することができなかったが、請求期間の保険料は間違いなく納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)*は、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から昭和55年10月頃に払い出され、20歳に遡って国民年金被保険者資格を取得したと推認されることから、請求者が主張する時期において、請求期間に係る国民年金保険料を納付できる状況であったと考えられる。

一方、請求者は、出産後の昭和56年*月から同年*月頃、A町役場を訪れ、出産祝い金や育児手当金等を受け取った後、同役場の国民年金の担当窓口において自身の未納分の国民年金保険料約25万円を一括して納付した旨主張しているものの、平成14年3月以前の国民年金法等によると、市町村が取り扱う国民年金保険料は現年度分(当年4月分から翌年3月分まで)であり、当該年度の保険料について翌年度の4月30日までに納付されないときは、国の歳入徴収官が徴収するとされ、市町村では収納できないことから、請求者が保険料を納付したと主張する時期(昭和56年*月から同年*月頃)においては昭和54年*月分から昭和56年3月分までの国民年金保険料は過年度分に当たり、同役場の窓口において現年度分の国民年金保険料と一緒に納付することができず、請求者の主張は、当時の国民年金保険料の取扱いとは一致していない上、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を合計すると約*万円(*円)であり、

請求者の主張する金額とは大きく異なる。

また、A町における国民年金被保険者名簿において、請求者の手帳記号番号の前後でオンライン記録により過年度分の保険料を納付していることが確認できる者については、一定期間の保険料合計額の記載とともに、保険料が納付された旨の記載が確認できるところ、請求者については、昭和54年度から昭和56年度までの保険料合計額の記載はあるものの、保険料を納付したことを示す記載は確認することができない。

さらに、請求者はC市で国民年金の加入手続を行ったとしているが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索並びに請求期間においてC市及びA町で払い出された手帳記号番号について国民年金手帳記号番号払出簿による全件調査を行ったものの、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡はない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000030号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2000008号

第1 結論

昭和52年*月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年*月から昭和61年3月まで

20歳になりA市役所で国民年金の加入手続を行い納付書が郵送されてきたので、B駅付近のC信用金庫で納付書を使い、しばらくは2か月分の国民年金保険料を支払い、その後は半年分を前納、加入後2、3年目からは1年分を前納していた。

また、D市(現在は、E市)に引っ越した昭和56年10月頃に国民年金に係る手続きを行い、F駅の近くにあったC信用金庫で毎年1年分ずつ前納していた。当時は年金手帳も領収書も保管していたが、D市役所で昭和61年4月頃に国民年金の第3号被保険者に係る手続きを行った際、年金手帳を提出したが返却してもらえず、新しい年金手帳で今までの国民年金の記録もわかると言われたため、引っ越しの際に領収書も処分してしまった。請求期間の国民年金の記録が見当たらないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳となった昭和52年*月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い郵送された納付書を使い、B駅付近のC信用金庫で国民年金保険料を、当初2か月分毎、その後、半年分を前納、2、3年目からは1年分を前納していた旨陳述している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)を新規に付番する払出事務が行われているところ、A市に居住していた昭和52年*月から昭和56年9月までの期間について社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査並びにA市において払い出された手帳記号番号について国民年金手帳記号番号払出簿による全件調査を行ったものの、請求者から提出を受けた年金手帳の写しに記載された手帳記号番号「*」とは別の手帳記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の主張するA市において昭和52年*月頃に、請求者に係る国民年金の加入手続が行わ

れたとは考え難い。

また、A市は請求者の請求期間に係る加入記録は存在しない旨回答している上、A市では昭和52年*月から昭和56年9月までの期間の国民年金保険料の納付周期は3か月単位だったので年度当初に発送する納付書では2か月分の納付はできない旨回答しており、昭和52年*月から昭和56年9月までの期間については、6か月単位の前納はできない期間であった旨回答していることから、請求者の主張する納付方法は当時のA市における国民年金保険料納付の取扱いと相違している。

さらに、請求者が国民年金保険料を納付していたと主張するC信用金庫は、請求者に係る取引履歴について保存していない旨回答している上、同信用金庫は、昭和52年*月から昭和56年9月頃にB駅付近に支店はなかった旨の回答をしており、請求者の主張と相違している。

加えて、請求者は、昭和56年10月頃にD市に引っ越した際、D市役所で国民年金に係る手続をし、1年分ずつ前納していた旨陳述しているが、昭和61年4月1日に施行された国民年金法の改正により厚生年金保険の被保険者の配偶者であって主としてその者の収入により生計を維持するものは、市区町村への届出により国民年金の第3号被保険者となるようになったところ、オンライン記録により請求者は昭和61年6月23日付けの処理で昭和61年4月1日から国民年金の第3号被保険者となった記録となっており、請求者の手帳記号番号「*」は昭和61年4月以降に払い出されたと推認されることから、D市に居住していた昭和56年10月から昭和61年3月までについて国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び社会保険オンラインシステムによる調査を実施したが、請求者にD市において別の手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことを踏まえると、請求者は、請求期間当時国民年金に加入しておらず、制度上、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者の手帳記号番号「*」は、上述のとおり昭和61年4月以降に払い出されたと推認できることから、当該払出時点では請求期間のうち昭和52年*月から昭和56年8月までの期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、昭和56年9月から昭和61年3月までの期間については、請求者の配偶者が厚生年金保険の被保険者であることから国民年金の任意加入が可能であった期間であるところ、任意加入被保険者はその申出をした日に被保険者の資格を取得する旨が規定されていることから、制度上、当該払出時点では、昭和56年9月から昭和61年3月までの期間に遡って国民年金の加入及び保険料の納付をすることはできない。

なお、請求者は、D市役所で昭和61年4月頃に国民年金の第3号被保険者に係る手続を行った際、年金手帳を提出したが返却してもらえずに、新しい年金手帳で今までの国民年金保険料の納付記録もわかると言われた旨陳述をしていることから、D市に、請求期間当時国民年金の第3号被保険者となった者に係る年金手帳の取扱いについて照会したが、当時の記録がないため不明と回答している。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000026号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000028号

第1 結論

請求期間①、②、③及び④について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月
② 平成19年12月
③ 平成20年7月
④ 平成20年12月

平成18年4月から平成21年3月までの3年間、A社に正社員として勤務し、厚生年金保険に加入していたが、賞与に係る記録がない。請求期間①、②、③及び④について、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社には正社員として勤務し厚生年金保険に加入していたが、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額の記録がないため、記録の訂正を求めている。

しかしながら、A社の事業主は、各請求期間に係る賃金台帳等の資料は保管していないため、請求者に対する賞与支給の有無、賞与支給額及び賞与からの厚生年金保険料控除額は不明である旨陳述しており、請求者について、各請求期間に係る賞与支給の実態を確認することができない。

また、請求者は、各請求期間に係る賞与明細書は保管しておらず、ほかに賞与支給額及び賞与からの厚生年金保険料控除額を確認できる資料も得られない。

これらの事情から判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。